

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月6日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズ吉川美南店

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内55街区の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・計画地北側に小学校があり、駐車場出入口が児童生徒の通学路となるので、大型車の出入りに対しての十分な安全確保と、繁忙時等に限らず平日の誘導員配置についての検討をお願いします。
- ・吉川美南駅周辺商業施設において、一時期多くの放置自転車があり対策に苦慮していました。開業後、充分注視していただくとともに、事前に対応等の検討をお願いします。
- ・駐輪場の案内が分かりづらいことで放置につながるといった近隣からの声もあったため、駐輪場案内図については分かりやすく作成をお願いします。
- ・納品待ちをする車両が路上駐車するケースがあり、市にも苦情が入ることが度々あることから、搬入業者に搬入待ちによる路上駐車をしないよう周知をお願いします。

2 縦覧期間

令和7年6月6日から令和7年7月6日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター